

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

目 次

1	給与勧告の基本的考え方と勧告の手順.	P 1
2	給与比較における民間給与の調査.	P 2
3	民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）.	P 3
4	ラスパイレス比較の計算例.	P 4
5	民間給与との較差等に基づく給与改定.	P 5
6	初任給比較.	P 7
7	大阪府職員モデル給与例.	P 8
8	給与勧告の推移.	P 9

1 給与勧告の基本的考え方と手順

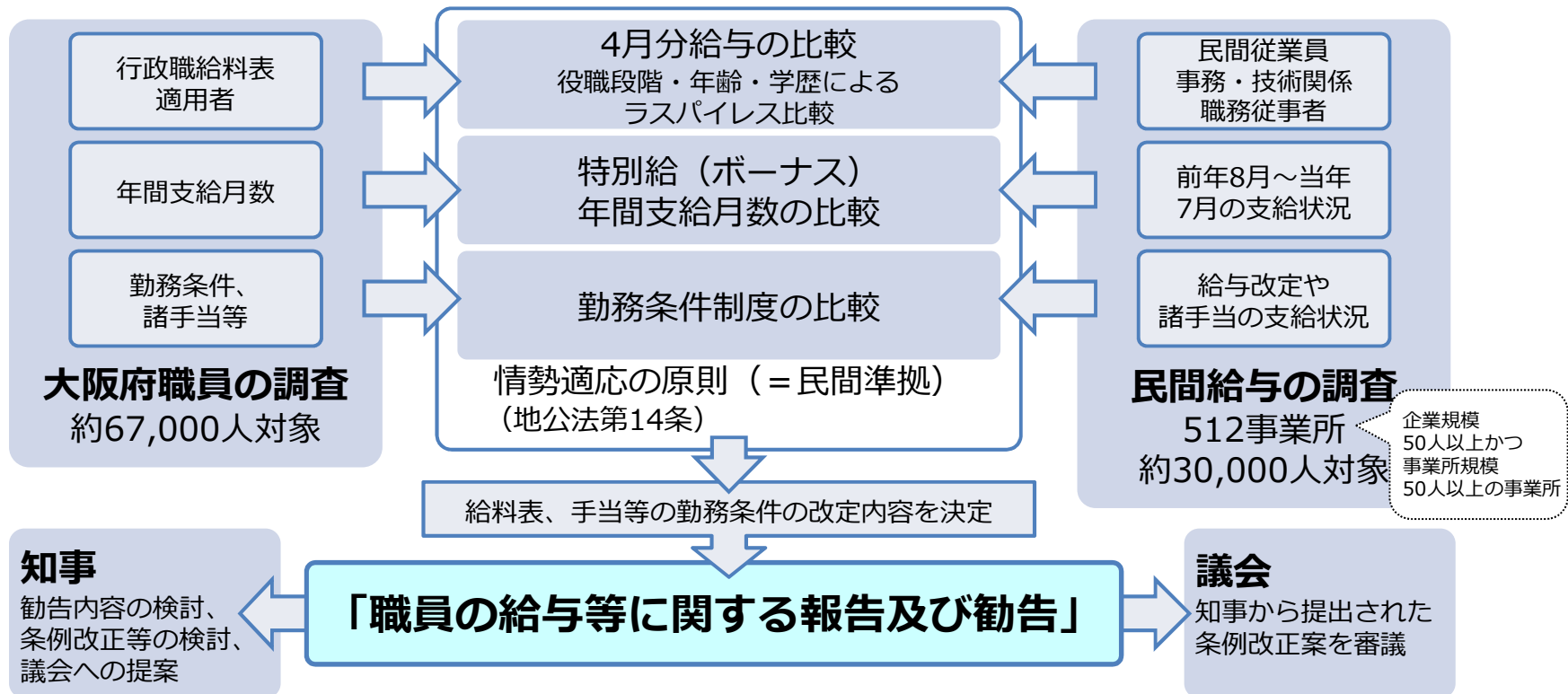
～職員給与はどのようにして決めるのか～

人事委員会勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものです。（地方公務員法第14条）

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされています。（地方公務員法第24条第2項）

人事委員会は、毎年少なくとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとされています。（地方公務員法第26条）

給与勧告を通じて職員の適正な処遇を確保することは、職務に精励している職員の士気の向上等に資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっています。



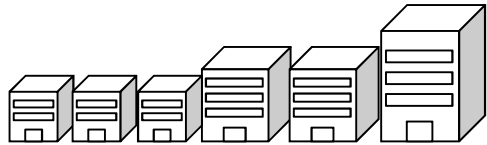
2 給与比較における民間給与の調査

◆民間給与の調査対象

○企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所

- ・企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様、課長・係長等の役職段階があるため、同種・同等の者同士による比較が可能
- ・現行の調査対象であれば、事業所数の関係から、精緻な調査が可能

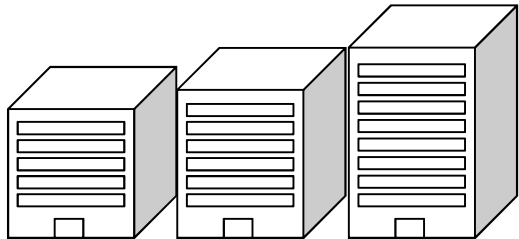
企業規模50人未満



役職段階の例

課長
係員

企業規模50人以上



部長
課長
課長代理
係長
係員

府内民営事業所の正社員数の割合

※平成26年経済センサス基礎調査（総務省）を基に大阪府人事委員会において集計

企業規模50人未満・・・35.4%



企業規模50人以上・・・64.6%

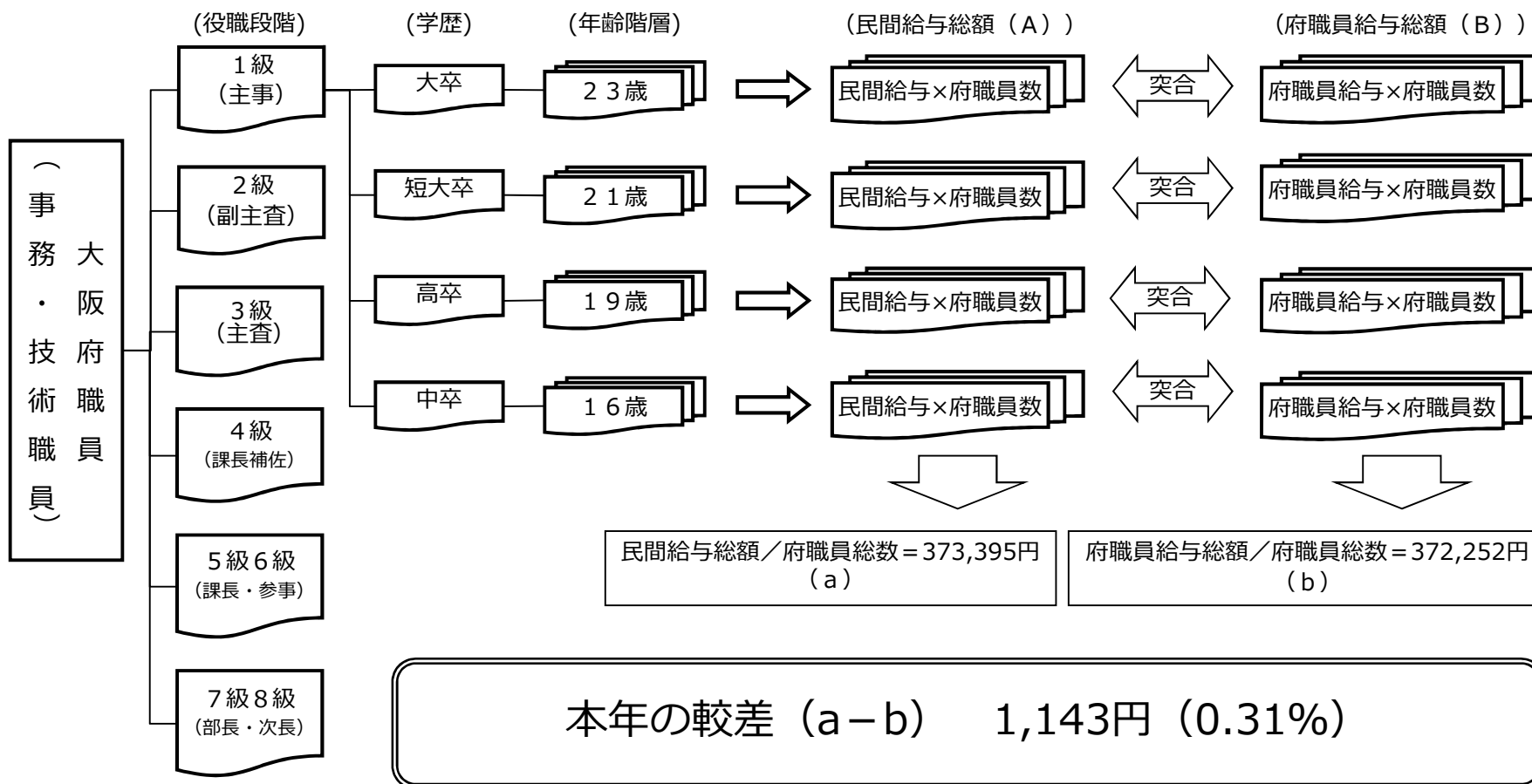


府内の民営事業所全体の正社員数の6割を超える人数をカバー

3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の民間給与との比較（ラスパイレス比較）においては、個々の大阪府職員に民間従業員の給与額を支給した場合の支給総額（A）と、現に支払う支給総額（B）との差を算出しています。

具体的には、以下のとおり、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層別の大阪府職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与のそれぞれに大阪府職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



4 ラスパイレス比較の計算例

① 府職員の役職段階、年齢階層、学歴別の平均給与額を算出

府職員/X歳階層/大学卒	府職員/Y歳階層/大学卒
280,000円 245,000円 240,000円	300,000円 286,000円
3人：平均255,000円	2人：平均293,000円

③ 1及び2のそれぞれの平均給与額に府職員数を乗じた総額を算出

府職員/X歳階層/大学卒 255,000円×3人 = 765,000円
府職員/Y歳階層/大学卒 293,000円×2人 = 586,000円

④ それぞれを合計し、その水準（平均額）を比較

府職員
765,000円 + 586,000円 合計：1,351,000円
1,351,000円 ÷ 5人 平均：270,200円 (A)

② 条件（役職段階、年齢、学歴）を同じくする民間企業従業員の平均給与額を算出

民間企業従業員/X歳階層/大学卒	民間企業従業員/Y歳階層/大学卒
290,000円 280,000円 270,000円 250,000円 230,000円	300,000円 290,000円 270,000円 260,000円
5人：平均264,000円	4人：平均280,000円

左記の民間企業従業員の平均給与額に条件（役職段階、学歴、年齢）が同じ階層の府職員数を乗じた額を算出

民間企業従業員/X歳階層/大学卒 264,000円×3人 = 792,000円
民間企業従業員/Y歳階層/大学卒 280,000円×2人 = 560,000円

民間企業従業員
792,000円 + 560,000円 合計：1,352,000円
1,352,000円 ÷ 5人 平均：270,400円 (B)

◎ 較差額：民間企業従業員平均給与額 (B) 270,400円 - 府職員平均給与額 (A) 270,200円 = 200円

◎ 較差率：較差額200円 ÷ 府職員平均給与額 (A) 270,200円 × 100 = 0.07%

5 民間給与との較差等に基づく給与改定

1. 職員給与と民間給与の比較

月例給については、本府の行政職給料表適用職員とこれに類似する職務に従事する民間の事務・技術関係従業員の本年4月分給与をラスパイレス方式（3ページ参照）で比較したところ、職員給与が民間給与を1,143円（0.31%）下回った。特別給（ボーナス）については、民間における特別給の年間支給月数が月例給の4.42月分であった。

2. 給与改定の内容

(1) 月例給

【給料月額を引上げ】

①行政職給料表

初任給は高校卒程度4,000円、大学卒程度3,000円の引上げ
24,25歳は、4,000円、26,27歳は3,000円の引上げ
28歳以降は2,800円から改定額を逡減させ34歳まで引上げ

②その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に改定

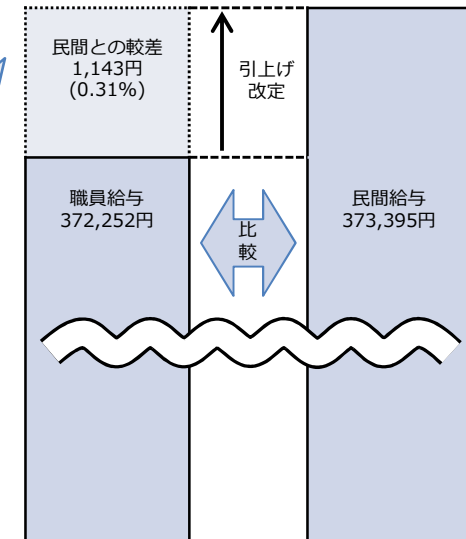
③特定の職員の給料月額等に関する特例の取扱い

改定後の給料月額が当該特例を適用した場合の給料月額に達しない場合は、当該特例の給料月額を維持する所要の措置を構ること

【較差解消額の内訳】

給料表1,022円 はね返り121円（※）

※給料等に対し一定割合で定められている手当額の増減分（地域手当など）



5 民間給与との較差等に基づく給与改定

(2) 特別給（ボーナス）

現行4.30月分から0.10月分引き上げ、年間4.40月分とする（職員＝年間4.30月分、民間＝同4.42月分）

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期			12月期			年間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
現行	1.200	0.950	2.150	1.200	0.950	2.150	2.400	1.900	4.300
勧告後	1.200	1.000	2.200	1.200	1.000	2.200	2.400	2.000	4.400

引上げ分は、人事院の改定内容等を踏まえ勤勉手当に配分。

(3) 再任用職員の給料月額の見直し

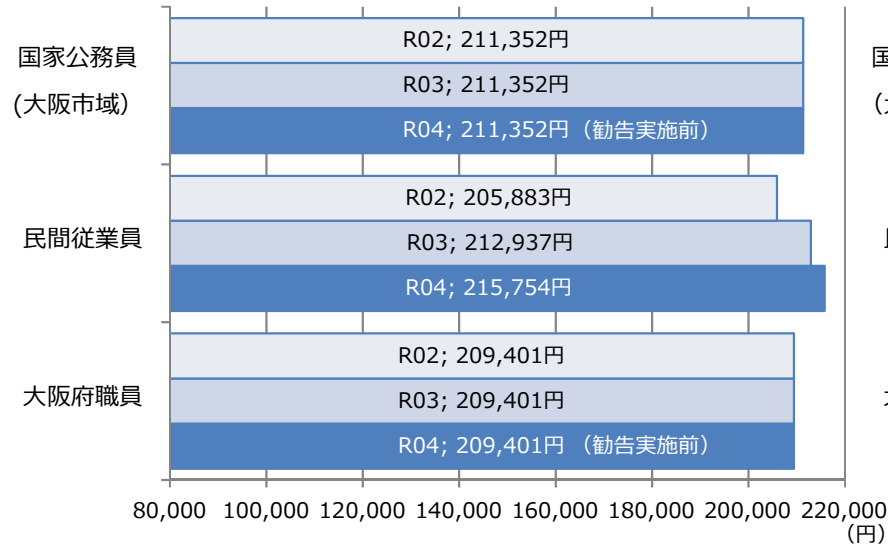
国家公務員等よりも低い水準にある再任用職員の給料月額について、高齢層職員の平均給料月額の7割水準にまで引上げ（対象：行政職給料表・医療職給料表(二)の2級・3級、公安職給料表1級～4級）

(4) 改定時期

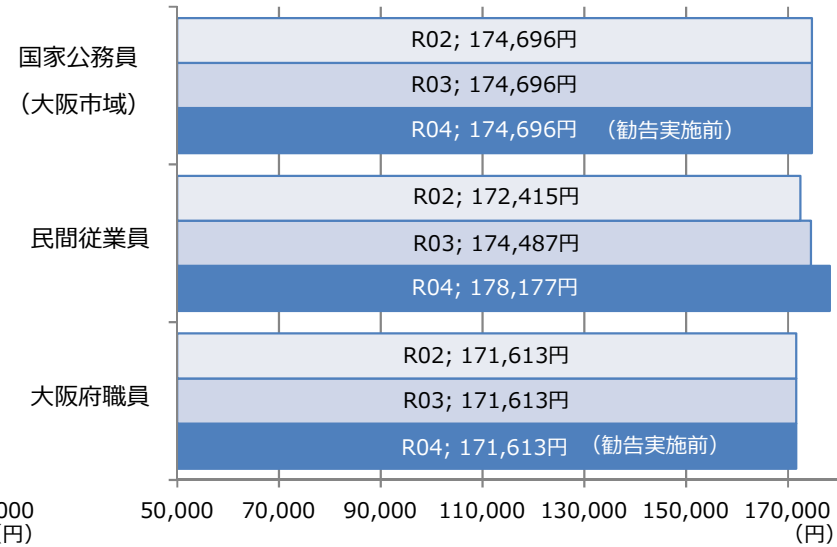
- 令和4年4月1日：（1）月例給①②、（2）特別給
- 条例の公布日：（1）月例給③
- 令和5年4月1日：（3）再任用職員の給料月額の見直し

6 初任給比較

大学卒程度

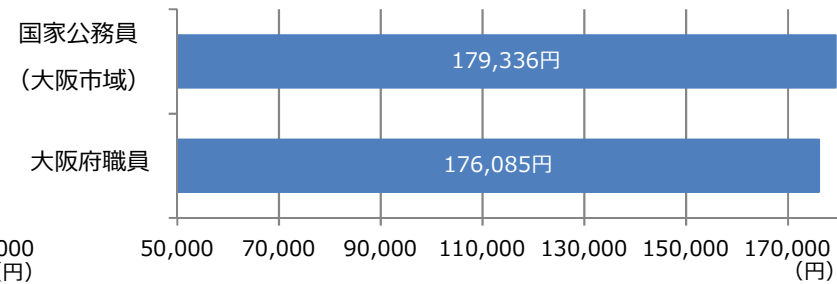
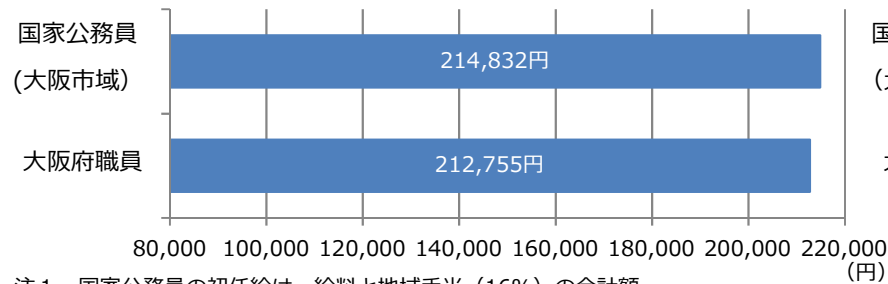


高校卒程度



勧告実施後

○初任給引上げ額
 国家公務員 3,000円 (大卒)、4,000円 (高卒)
 大阪府職員 3,000円 (大卒)、4,000円 (高卒)
 ※下記金額には、はね返し分含む



注1 国家公務員の初任給は、給料と地域手当(16%)の合計額。
 注2 民間従業員の初任給は、2022年(令和4年)職種別民間給与実態調査によるもの。
 注3 大阪府職員の初任給は、給料と地域手当(11.8%)の合計額。

7 大阪府職員モデル給与例

◆モデル給与例計算の前提条件

- 【年齢】 職階ごとに5歳刻みで設定
- 【モデルとなる給料月額】 モデル年齢の人員分布で最も多い号給の給料月額
- 【給与月額に含まれるもの】 給料、管理職手当、地域手当
- 【年間給与に含まれるもの】 上記、「給与月額」×12+期末・勤勉手当
- 【留意点】
 - ・年度途中の昇給（定期昇給は毎年1月）、扶養手当等は考慮していない。
 - ・示した例は一つのモデルケースであり、世帯構成、人事評価結果等の違いにより、同じ年齢であっても職員ごとに異なる。

(単位：円)

職	年齢	勧告実施前(a)		勧告実施後(b)		増減額(b-a)		
		給与月額	年間給与	給与月額	年間給与	給与月額	年間給与	
行政職 給料表	部長級	55歳	757,232	12,859,938	757,232	12,947,686	0	87,748
	次長級	55歳	679,514	11,430,372	679,514	11,506,562	0	76,190
	課長級	50歳	581,583	9,695,950	581,583	9,759,136	0	63,186
	課長補佐級	50歳	465,982	7,896,062	465,982	7,949,650	0	53,588
	主査級	45歳	416,790	6,972,894	416,790	7,018,742	0	45,848
	主事級（副主査）	35歳	317,400	5,241,860	317,400	5,275,188	0	33,328
	主事級	大卒初任給	209,401	3,413,234	212,755	3,489,182	3,354	75,948

8 給与勧告の推移

年度	月例給			特別給		
	公民較差	勧告		勧告	実施分(注1)	
25年度	9,800円 (2.56%)	9,800円 (2.56%)	(給料表等改定)	勧告どおり (実施はH25.12~)	公民均衡	—
26年度	6,450円 (1.65%)	6,450円 (1.65%)	(給料表改定)	経過措置を除き実施	4.10月 (0.15月)	H26年6月分 から実施
27年度	5,995円 (1.55%)	5,995円 (1.55%)	(給料表等改定)	実施せず	4.20月 (0.10月)	勧告どおり
28年度	▲1,075円 (▲0.28%)	▲1,075円 (▲0.28%)	(給料表等改定) ※改定時期はH29.4	注2	4.30月 (0.10月)	勧告どおり
29年度	230円 (0.06%)	230円 (0.06%)	(給料表等改定)	勧告どおり	4.40月 (0.10月)	勧告どおり
30年度	▲1,914円 (▲0.50%)	▲1,914円 (▲0.50%)	(給料表改定)	勧告どおり	4.45月 (0.05月)	勧告どおり
令和元年度	6,708円 (1.78%)	6,708円 (1.78%)	(給料表等改定)	初任給、地域手当のみ実施	4.50月 (0.05月)	勧告どおり
2年度	38円 (0.01%)	勧告せず		—	4.45月 (▲0.05月)	勧告どおり
3年度	188円 (0.05%)	勧告せず		—	4.30月 (▲0.15月)	勧告どおり
4年度	1,143円 (0.31%)	1,143円 (0.31%)	(給料表等改定)		4.40月 (0.10月)	

注1 月例給及び特別給の「実施分」は、勧告後、任命権者により実施されたものです。
 2 勧告どおりの引下げ改定をH29.1から実施、H28.4~12引下げ相当分をH29.2に調整。